

広報部会設置要領

(総則)

第1条 滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき広報部会（以下「部会」という。）を設置することとし、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会部会運営規程（以下「運営規程」という。）によるもののほか、部会の運営についてこの要領に定めるものとする。

(業務)

第2条 部会は、規約第3条に掲げる業務にかかる県域無料Wi-Fiの整備促進および利用促進の広報に関することを所掌する。

(組織)

第3条 運営規程第2条の規定に基づく部会の部会長および部会員は別表のとおりとする。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、滋賀県県民生活部情報政策課に置く。

付 則

この要領は、平成28年10月18日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年2月17日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

	団 体 名
部会員	滋賀県商工会議所連合会
部会員	滋賀県商工会連合会
部会員	滋賀県中小企業団体中央会
部会長	公益社団法人びわこデジタルズビューロー
部会員	西日本電信電話株式会社滋賀支店
部会員	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
部会員	米原市
部会員	滋賀県県民生活部情報政策課
部会員	滋賀県商工観光労働部商工政策課
部会員	滋賀県商工観光労働部観光交流局